

道路に関する証明について

1 概要

道路に関する証明は、幅員や境界を証明するもので、建築確認の申請や、分筆登記などに使用される。現行の事務処理では、市が所有する既存の資料を加工するなど、本証明専用の書式への書き換えを行っていることや、必要に応じ、職員が現地調査を行っていることから、手数料原価が高額となっている。

そこで、他自治体を参考にし、証明方法を見直すこととした。

2 見直し後の運用

見直し後の証明については、既存資料に本市が保存する図の写しであることを記載し、交付することで証明とする。

3 原価計算の見込み

見直し後の道路に関する証明に係る事務処理の平均所要時間は 6.5 分と想定し、当該事務に係る原価は 434 円と見込む（資料 2-4）。

4 他市比較の分析

表 他自治体の実施状況等（R6.3 末時点）

八王子	300 円	小金井	300 円	清瀬	300 円
立川	200 円	小平	250 円	東久留米	300 円
武蔵野	300 円	日野	300 円	武蔵村山	300 円
三鷹	300 円	東村山	300 円	多摩	300 円
青梅	300 円	国分寺	300 円	稲城	300 円
府中	250 円	国立	300 円	羽村	300 円
昭島	200 円	福生	300 円	あきる野	500 円
調布	200 円	狛江	300 円	西東京	300 円
町田	300 円	東大和	300 円		

5 まとめ

見直し後の原価計算の見込みと、条例で定める料金との乖離は 1.45 倍となり、使用料・手数料等の適正化に関する基本方針で定める、料金見直しの目安である 1.5 倍を下回っている。また、他自治体の料金設定と比較考慮した結果、現行の事務手数料は 26 市中、20 市が採用している金額であることから現行の事務手数料を据え置くことが妥当であると考ええる。